

参考1 君津ブロックの統合

■組織名称：かずさ水道広域連合企業団

■構成団体：千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

■沿革と経緯

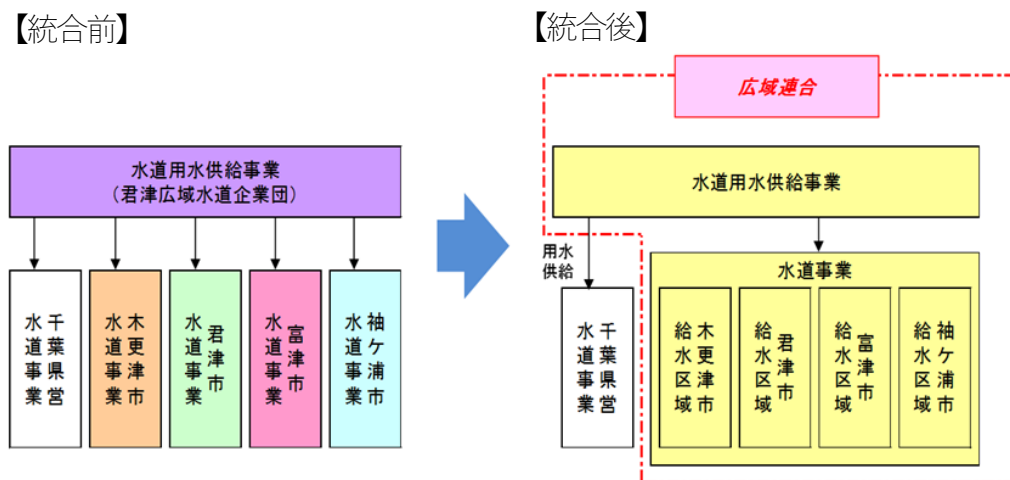
○平成19年6月に木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び君津広域水道企業団で「君津地域水道事業のあり方検討会」を発足させ、統合について協議を開始し検討を進めることとした。

○水道事業の統合・広域化の方向性に合意したことから、平成25年10月17日に覚書を締結し、基本計画を策定することとした。

○検討に千葉県が加わり、平成29年10月30日に基本協定を締結し、千葉県と四市を構成団体とする広域連合を設立して、四市水道事業と水道用水供給事業の2つの事業を行うものとした。

○その後、千葉県と四市で規約の協議を進め、平成31年1月21日に総務大臣の許可を受け「かずさ水道広域連合企業団」が設置され、同年4月1日から事業開始となった。

■統合のイメージ図



■かずさ水道広域連合企業団規約の概要

【処理する事務】

- (1) 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の水道事業の経営に関する事務
- (2) 広域連合企業団及び千葉県の水道事業への水道用水供給事業の経営に関する事務

【経費の支弁の方法】

- (1) 広域連合企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、出資金等を充てる。
- (2) 負担金及び出資金のうち、構成団体が負担すべき額は、以下の区分に応じ算出するものとする。
 - ①水道事業：給水量を基準とした負担割合
 - ②水道用水供給事業：統合前の君津広域水道企業団に対する負担割合と同様の負担割合(県29.2%)

■統合の効果

○職員の集約や施設の統廃合により専門技術の継承や効率的運営が図れ、技術基盤や経営基盤が強化

○国の10年間の期限付き統合交付金を活用して老朽管等を更新

○令和元年の台風被害や令和2年の富津市の大規模断水等に対し、集中的な応急給水及び復旧作業の実施